

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 5 号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の額)	(議員報酬の額)
第 2 条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第 2 条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 議長 <u>5 5 1, 0 0 0 円</u>	(1) 議長 <u>5 5 0, 0 0 0 円</u>
(2) 副議長 <u>4 8 3, 0 0 0 円</u>	(2) 副議長 <u>4 8 2, 0 0 0 円</u>
(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>4 6 3, 0 0 0 円</u>	(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>4 6 2, 0 0 0 円</u>
(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>4 5 8, 0 0 0 円</u>	(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>4 5 7, 0 0 0 円</u>
(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>	(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>4 5 2, 0 0 0 円</u>
(期末手当)	(期末手当)
第 5 条 <省略>	第 5 条 <省略>
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（

前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>	前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。